

## 令和6年度 第5回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月23日（金）午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 会議室

3. 出席委員（8人）

会長	1番	田尻博樹
農業委員	2番	永吉雄子
農業委員	3番	榮照和
農業委員	5番	辻雄一郎
農業委員	6番	榮米子
農業委員	8番	幸山利忠
農業委員	9番	沖道人
農業委員	10番	前田博徳

4. 欠席委員（0人）

5. 農地利用最適化委員

推進委員	1番	栄功助
推進委員	2番	川畑伸之
推進委員	3番	西和秋
推進委員	5番	池沢清良
推進委員	6番	森由美子
推進委員	7番	久本和秀
推進委員	8番	元榮将博
推進委員	9番	芦村利広
推進委員	10番	田畠則仁

欠席委員（0人）

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第20号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

議案第21号 あっせん委員の指名について

議案第22号 非農地証明願いの審議について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎（欠席）

事務局係長 神川 亜弓 主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局	<p>ただ今から、令和6年度第5回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、全員出席ですので総会は成立します。</p> <p>それでは、会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会からの会務報告をさせて頂きます。</p> <p>8/9 糖業振興会定期総会</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1 議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、6番榮委員、8番幸山委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記に、事務局職員の神川氏と南郷氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。</p> <p>報告第8号について、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第8号 農地法第18条第6項の規定による届出について、報告します。</p> <p>1番 赤嶺字赤嶺原○○ 1,987m<sup>2</sup>、兵庫県神戸市○○さんから竿津○○さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年7月30日、引渡日が令和6年7月30日です。</p> <p>2番 上城字田舎平畠○○ 1,445m<sup>2</sup>を含む計6筆 14,509m<sup>2</sup>、住吉○○さんから上城○○さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年7月31日、引渡日が令和6年7月31日です。</p> <p>3番 知名字アギナ○○ 300m<sup>2</sup>、知名○○さんから和泊町皆川○○さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年8月7日、引渡日が令和6年8月7日です。</p> <p>4番 知名字アギナ○○ 300m<sup>2</sup>、兵庫県神戸市○○さんから和泊町皆川○○さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年8月7日、引渡日が令和6年8月7日です。</p> <p>5番 正名字大平○○ 5,303m<sup>2</sup>を含む計2筆 11,723m<sup>2</sup>、田皆○○さんから田皆○○さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年8月9日、引渡日が令和6年8月9日です。</p> <p>6番 正名字佐佐般多○○ 1,242m<sup>2</sup>を含む計3筆 5,937m<sup>2</sup>、沖縄県那覇市○○さんから正名○○さんへの利用権の設定、合意解約日が令和6年8月31日、引渡日が令和6年8月31日です。</p> <p>以上です。</p>

議長	ただ今の報告第8号について、何かご意見、ご質問ありますか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、報告第8号は終わります。 それでは、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させて頂きます。</p> <p><b>【議案第18号について朗読】</b></p> <p>議案第18号は、売買3件、贈与7件です。</p> <p>1番 知名字アギナ〇〇 300m<sup>2</sup>、贈与。譲渡人 知名〇〇さん、 譲受人 知名 〇〇さんです。</p> <p>2番 知名字アギナ〇〇 300m<sup>2</sup>、贈与。譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 知名 〇〇さんです。</p> <p>3番 正名字帶野〇〇 1,839m<sup>2</sup>、贈与。譲渡人 正名〇〇さん、 譲受人 正名 〇〇さんです。</p> <p>4番 田皆字萬当〇〇 1,027m<sup>2</sup>を含む計2筆 1,867m<sup>2</sup>、贈与。譲渡人 知名〇〇さん、譲受人 上城〇〇さんです。</p> <p>5番 田皆字萬当〇〇 244m<sup>2</sup>を含む計7筆 5,290m<sup>2</sup>、贈与。譲渡人 大阪府大阪市〇〇さん、譲受人 和泊町喜美留〇〇さんです。</p> <p>6番 久志検字宇川原〇〇 1,227m<sup>2</sup>、贈与。譲渡人 住吉〇〇さん、譲受人 上平川〇〇さんです。</p> <p>7番 赤嶺字赤嶺原〇〇 1,987m<sup>2</sup>、売買。譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 上平川〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>8番 竿津字上里〇〇 3,234m<sup>2</sup>、売買。譲渡人 久志検〇〇さん、 譲受人 和泊町根折〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>10番 余多字舎田〇〇 2,429m<sup>2</sup>を含む計3筆 7,413m<sup>2</sup>、売買。譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 余多〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>9番については、1筆解約の手続きが済んでいませんので保留といたします。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p>
議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。
1番農業委員	<p>1番、2番を説明します。</p> <p>1番、2番の譲渡人と譲受人は姉妹です。</p> <p>両方とも面積は小さいですが、譲受人と姉妹名義の農地が隣接しており、譲受人に農地を集約するためのものです。譲渡人は〇</p>

	<p>○さんと共同で経営しており、機械類も揃っております。 現地には、バレイショを作付けする計画です。 ご審議よろしくお願ひします。</p>
3番農業委員	<p>3番説明します。 譲渡人と譲受人は親子です。 譲受人が、後継者として農業を営んでおり贈与するもので、機械等も揃っております。 ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
5番農業委員	<p>4番説明します。 譲渡人と譲受人は知人です。この畑と隣接する畑2筆と一緒にして利用するため、売買となりました。 譲受人は畜産農家で農機具も揃っており、現地にも牧草を作付けする予定です。 ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
5番推進委員	<p>5番説明します。 譲渡人と譲受人は叔父と姪の関係です。 譲受人は、機械等も揃っており問題ないと思います。 現地には、インゲン、サトウキビ等を作付けすることです。 ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
7番推進委員	<p>6番説明します。 譲渡人と譲受人は親子です。 譲受人は、兼業農家で主にサトウキビ、バレイショを作っております。機械等も揃っており問題ないと思います。 現地には、サトウキビ等を作付けすることです。 7番説明します。 譲渡人と譲受人は知人です。 譲受人は、手広くバレイショ、カボチャを作っております。機械等も揃っており問題ないと思います。 8番説明します。 譲渡人と譲受人は知人です。 譲受人は、バレイショの取扱業者をしており、自分の畑はサトウキビを作っております。機械等も揃っており問題ないと思います。 ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
8番推進委員	<p>10番説明します。 譲渡人と譲受人は知人です。 譲受人は、建設会社を経営しながらバレイショを作っており、農機具も揃っております。 現地は耕耘されており、バレイショを作付けする予定です。 ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>

議長	事務局並びに地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第18号について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第18号は、原案のとおり許可決定とします。 次に、議案第19号知名町地区農用地利用集積計画（案）について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第19号 知名町地区農用地利用集積計画（案）について、説明します。 今月は利用権設定が4件です。 <b>【議案第19号について朗読】</b> 利用権の設定 1番1～2 正名字大平○○ 5,303m <sup>2</sup> を含む計2筆 11,723m <sup>2</sup> 賃貸借 5年間の新規設定となっています。 2番1～7 上城字田舎平畠○○1,445m <sup>2</sup> を含む計7筆 15,401m <sup>2</sup> 賃貸借 5年間の新規設定となっています。 3番1 赤嶺字中園畠○○ 9,918m <sup>2</sup> 賃貸借 6年間の新規設定となっています。 4番1 上平川字仁及江俣○○ 1,463m <sup>2</sup> 使用貸借 5年間の新規設定となっています。  以上、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	はい、それでは事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員にお願いいたします。
5番農業委員	1番、説明します。 貸人と借人は遠い親戚関係です。 借人のお父さんが耕作しておりましたが、高齢のため借人が耕作することになりました。 機械類も揃っており、問題ないと思います。 現地はサトウキビの植付準備、株出がされてありました。
9番農業委員	2番、説明します。 貸人と借人は知人です。借人は主にバレイショを作っており、機械も揃っており問題ないと思います。 現地は耕耘されており、植付けできる状態です。 耕作に問題ないと思います。

7番推進委員	3番、説明します。 貸人と借人は、知人の関係です。借人は新規就農し、これからマンゴー、バレイショ等を頑張っていく予定です。この畑は、バレイショのそうか病の問題がありサトウキビを作る予定で、耕作には問題ないと思います。
8番農業委員	4番を説明します。 貸人と借人は義理の親子です。 借人は新規就農者で、グラジオラスを始めています。機械も揃っており、問題ないと思います。
議長	はい、ただ今の事務局及び地区担当委員からの補足説明に対して、皆さんの方から何か聞きたいことはございませんか。
7番推進委員	2番についてですが、貸人が高齢のため借人が耕作するのですが、貸人ができる範囲で作業を手伝うことのようです。
議長	その他ありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第19号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手)
議長	はい、全員賛成ですので、ただ今の議案第19号 知名町地区農用地利用集積計画については、決定といたします。
議長	議案第20号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第20号 農用地利用集積等促進計画について、説明します。 1番～2番 知名字畦ン窪〇〇 3,108m <sup>2</sup> を含む計2筆 7,980m <sup>2</sup> 兵庫県尼崎市〇〇さんから鹿児島市〇〇さんへ、対価〇〇円で所有権の移転予定となっています。
議長	議案第20号に、何かご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	それでは、議案第20号に賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	議案第20号については、計画を決定します。 次に、議案第21号 あっせん委員の指名について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局	<p>議案第21号 あっせん委員の指名について、説明します。</p> <p>【議案第21号について朗読】</p> <p>議案第21-1号 芦清良字大野〇〇 2,065m<sup>2</sup>を含む計2筆 4,892m<sup>2</sup>、所有者 茨城県日立市〇〇さん、売買で価格は応相談です。</p> <p>議案第21-2号 黒貫字永井〇〇 956m<sup>2</sup>、所有者 瀬利覚〇〇さん、売買で価格は応相談です。</p> <p>議案第21-3号 黒貫字永井〇〇 211m<sup>2</sup>、所有者 大阪府池田市〇〇さん、貸借で価格は応相談です。</p> <p>以上です。</p>
議長	あっせん委員について、こちらから指名してもよろしいか。
	(異議なしの声あり)
議長	<p>議案第21-1号については、田畠委員、芦村委員にお願いします。</p> <p>議案第21-2号については、前田委員、田畠委員にお願いします。</p> <p>議案第21-3号については、前田委員、田畠委員にお願いします。</p> <p>よろしいですか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	次に、議案第22号 非農地証明願いの審議について、事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第22号 非農地証明願いの審議について、説明します。</p> <p>議案第22-1号 申請人は、兵庫県神戸市〇〇さん、土地の表示は、竿津字宇甫〇〇 畑 3,760m<sup>2</sup>です。</p> <p>申し出の内容として、申請地は20年以上耕作放棄されており、自然荒廃により雑木等が繁茂し農地への復旧が困難な土地となっております。農用地区域内ではなく、公共投資の対象となった農地内や、集団性のある優良農地内ではありません。</p> <p>議案第22-2号 申請人は、兵庫県神戸市〇〇さん、土地の表示は、余多字舎田〇〇 畑 591m<sup>2</sup>です。</p> <p>申し出の内容として、申請地は耕作放棄されており、自然荒廃により雑木等が繁茂し塩害の影響などにより農地への復旧が困難な土地となっております。農用地区域内ではなく、公共投資の対象となった農地内や、集団性のある優良農地内ではありません。</p> <p>以上です。</p>

議長	議案第22号 非農地証明願いについて説明がありましたが、地区担当委員から補足説明がありますか。
7番推進委員	22-2号については、道路から1.5mほど下がっていると傾斜地になっており、生産性の低い農地だと思います。 22-1号については、進入路がなく中までは確認できませんでしたが、この一帯は雨が降ると水没するなど耕作には向きなところだと思います。
3番農業委員	非農地証明を申請する目的は何ですか。 また、非農地を証明するために基準を明確にした方が良くないですか。
事務局	代理人から申請されており、目的までは聞いておりません。
3番農業委員	そうであれば、申請人の目的を確認すると、現地を再度確認するため、保留にしてはどうですか。
5番農業委員	水土里サークル活動で、農地への再生はできませんか。
7番推進委員	竿津の水土里サークルに確認してみます。
議長	それでは、いろいろ確認するため、保留としてよろしいですか。 (異議なしの声あり)
議長	以上を持ちまして、議題事項は終了いたします。 お疲れさまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和 6年 8月23日

議長 田尻博樹

署名委員 榮米子

署名委員 幸山利忠